

七尾市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年総務省・財務省・国土交通省告示第1号）の趣旨に基づき、市が行う入札及び契約に係る情報の公表に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 製造の請負 印刷物、物品、機械設備機器、鉄骨・鉄けた等の製造
- (3) 業務委託 業務委託及び役務の提供をいう。
- (4) 物品 物品の購入をいう。

(公表の対象)

第3条 公表の対象は、次の各号に区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事 契約予定価格が200万円を超えるもの。
- (2) 製造の請負 契約予定価格が200万円を超えるもの。
- (3) 業務委託 契約予定価格が100万円を超えるもの。
- (4) 物品 契約予定価格が150万円を超えるもの。

2 前項の規定に関わらず、七尾市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(公表の内容及び場所等)

第4条 公表の内容及び場所等は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 建設工事 別表第1のとおり。
- (2) 製造の請負 別表第3のとおり。
- (3) 業務委託 別表第2のとおり。
- (4) 物品 別表第3のとおり。

(費用の負担)

第5条 公表資料を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）が、公表資料の写しの交付を希望する場合における写しの作成等は、閲覧者の責任と負担において行うものとする。

(閲覧の中止等)

第6条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、閲覧の中止を命じ、又は当該閲覧を禁止することができる。

- (1) 公表資料を汚損し、若しくは破損した場合又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 上記のほか必要と認められるとき。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、同日以後に契約を締結するものから適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

(建設工事に関する事項)

公表事項	公表場所	公表時期	公表期間
当該年度における七尾市の公共工事の発注の見通しに関する事項	情報公開コーナー、ホームページ	(当初) 4月 (追加・変更) 7月・10月・1月	当該年度末まで
地方自治法施行令(昭和22年法律第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格	ホームページ	速やかに	
一般競争入札の参加資格を有する者の名簿	情報公開コーナー、ホームページ	定期受付後。追加、変更は適宜	当該資格の有効期限まで
自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格	ホームページ	速やかに	
指名競争入札の参加資格を有する者の名簿	情報公開コーナー、ホームページ	定期受付後。追加、変更は適宜	当該資格の有効期限まで
指名競争入札に参加する者の指名する場合の基準	ホームページ	速やかに	
自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札参加資格をさらに定めた場合の当該資格	ホームページ	速やかに	
一般競争入札に参加しようとした者の名称及びこれらのうち参加させなかった者の名称と理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
指名競争入札を行った場合における指名した者の名称及びその者を指名した理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
入札者及び落札者の名称、入札金額(随意契約を行った場合を除く。)	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10第1項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格の入札者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格の入札者を落札者と	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで

した場合におけるその理由			
自治令第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けた場合における最低制限価格未満の価格で入札した者の名称	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定による総合評価一般競争入札又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2号の規定による総合評価指名競争入札を行った理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10の2第3項(第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準	ホームページ	速やかに	
自治令第167条の10の2第1項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした理由	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10の2第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした理由	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
契約の相手方の名称と住所、工事の名称と場所、種別及び概要、工事着手と完成の時期及び契約金額	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで

随意契約における見積徴取の相手方の名称、見積金額及び選定理由	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
随意契約における契約の相手方の名称及び選定理由	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
変更契約をした場合の、工事の名称と場所、種別及び概要、工事着手及び完成の時期及び契約金額	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
工事成績評定点	情報公開コーナー、ホームページ	評定後	
入札に係る予定価格	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
随意契約に係る予定価格	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
低入札価格調査基準価格	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
最低制限価格	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
低入札価格調査の要領	ホームページ	速やかに	
低入札価格調査結果の概要	ホームページ	調査後	
入札及び契約の過程並びに契約の内容についての意見の具申等を行う第三者からなる機関（以下「入札監視委員会」という。）に係る任務、委員構成、運営方法、設置及び運営に関すること	ホームページ	速やかに	
入札監視委員会において行った審議の概要	ホームページ	審議後	
入札及び契約に関する苦情の申し出があった場合における、苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及び処理結果	ホームページ	処理後	
指名停止を受けた者の名称、指名停止期間及び指名停止理由	ホームページ	指名停止決定後	

指名停止基準	ホームページ	速やかに	
工事の監督及び検査に関する基準	ホームページ	速やかに	
工事の技術検査に関する要領	ホームページ	速やかに	
工事成績評定要領	ホームページ	速やかに	
談合情報を得た場合等の取扱要領	ホームページ	速やかに	

別表第2

(業務委託に関する事項)

公表事項	公表場所等	公表時期	公表期間
当該年度における七尾市の業務委託の発注の見通しに関する事項	情報公開コーナー、ホームページ	(当初) 4月 (追加・変更) 7月・10月・1月	当該年度末まで
地方自治法施行令(昭和22年法律第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格	ホームページ	速やかに	
一般競争入札の参加資格を有する者の名簿	情報公開コーナー、ホームページ	定期受付後。追加、変更は適宜	当該資格の有効期限まで
自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格	ホームページ	速やかに	
指名競争入札の参加資格を有する者の名簿	情報公開コーナー、ホームページ	定期受付後。追加、変更は適宜	当該資格の有効期限まで
指名競争入札に参加する者の指名する場合の基準	ホームページ	速やかに	
自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札参加資格をさらに定めた場合の当該資格	ホームページ	速やかに	
一般競争入札に参加しようとした者の名称及びこれらのうち参加させなかった者の名称と理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
指名競争入札を行った場合における指名した者の名称及びその者を指名した理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで

入札者及び落札者の名称、入札金額（随意契約を行った場合を除く。）	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10第1項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格の入札者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格の入札者を落札者とした場合におけるその理由	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けた場合における最低制限価格未満の価格で入札した者の名称	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定による総合評価一般競争入札又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2号の規定による総合評価指名競争入札を行った理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10の2第3項(第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準	ホームページ	速やかに	
自治令第167条の10の2第1項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした理由	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
自治令第167条の10の2第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者とな	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで

るべき者を落札者とせず、他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした理由			
契約の相手方の名称と住所、業務の名称と場所、種別及び概要、業務着手と完了の時期及び契約金額	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
随意契約における見積徴取の相手方の名称、見積金額及び選定理由	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
随意契約における契約の相手方の名称及び選定理由	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
変更契約をした場合の、業務の名称と場所、種別及び概要、業務着手及び完了の時期及び契約金額	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
入札に係る予定価格	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
随意契約に係る予定価格	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
低入札価格調査基準価格	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
最低制限価格	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
低入札価格調査の要領	ホームページ	速やかに	
低入札価格調査結果の概要	ホームページ	調査後	
入札及び契約に関する苦情の申し出があった場合における、苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及び処理結果	ホームページ	処理後	
指名停止を受けた者の名称、指名停止期間及び指名停止理由	ホームページ	指名停止決定後	
指名停止基準	ホームページ	速やかに	
談合情報を得た場合等の取扱要領	ホームページ	速やかに	

別表第3

(製造の請負及び物品に関する事項)

公表事項	公表場所等	公表時期	公表期間
地方自治法施行令（昭和22年法律第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格	ホームページ	速やかに	
一般競争入札の参加資格を有する者の名簿	情報公開コーナー、ホームページ	定期受付後。追加、変更は適宜	当該資格の有効期限まで
自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格	ホームページ	速やかに	
指名競争入札の参加資格を有する者の名簿	情報公開コーナー、ホームページ	定期受付後。追加、変更は適宜	当該資格の有効期限まで
指名競争入札に参加する者の指名する場合の基準	ホームページ	速やかに	
自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札参加資格をさらに定めた場合の当該資格	ホームページ	速やかに	
一般競争入札に参加しようとした者の名称及びこれらのうち参加させなかった者の名称と理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
指名競争入札を行った場合における指名した者の名称及びその者を指名した理由	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
入札者及び落札者の名称、入札金額（随意契約を行った場合を除く。）	情報公開コーナー、ホームページ	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
契約の相手方の名称と住所、契約の名称と場所、種別及び概要、契約着手と完成（納品）の時期及び契約金額	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
随意契約における見積徴取の相手方の名称、見積金額及び選定理由	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
随意契約における契約の相手方の名称及び選定理由	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで

変更契約をした場合の、契約の名称と場所、種別及び概要、契約着手及び完成（納品）の時期及び契約金額	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
入札に係る予定価格	情報公開コーナー	入札後	入札日の属する年度の翌年度末まで
随意契約に係る予定価格	情報公開コーナー	契約後	契約日の属する年度の翌年度末まで
入札及び契約に関する苦情の申し出があった場合における、苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及び処理結果	ホームページ	処理後	
指名停止を受けた者の名称、指名停止期間及び指名停止理由	ホームページ	指名停止決定後	
指名停止基準	ホームページ	速やかに	
談合情報を得た場合等の取扱要領	ホームページ	速やかに	